

土地改良区の開催情報

2020年3月5日

水土里ネット 大井川土地改良区

〒427-0042 静岡県島田市中央町30番2号

電話 0547-37-7151

FAX 0547-37-1220

[総務課]



<http://www.ooigawa-yousui.jp>

令和元年第5回理事会の開催

《第70回通常総代会が書面議決により実施することに決定》

今回の第5回理事会は、令和2年3月24日(火)に開催予定の第70回通常総代会について、新型コロナウイルスに対する対応策を理事会に諮り、議決を求めるものです。

【議題】

議第43号

新型コロナウイルスに対する第70回通常総代会の開催方法について

《理事会への提案内容》

(1) A案：予定通り開催

- 予定した通りの総代会を開催する。
- 会場受付において、消毒用エタノールを確保し利用を徹底する。

(2) B案：総代会の縮小

- 総代会全体を90分に収め、議案審議を優先する。
- 昼食弁当をキャンセルする。
- 来賓の出席をお断りする。
- 表彰者の出席をお断りし、表彰者へは、別に理事長等が表彰状の伝達に訪問する。
- 予定していた講演をキャンセルする。(講演資料は会場で配布する。)
- 会場受付において、消毒用エタノールを確保し利用を徹底する。

(3) C案：書面議決による総代会

- 総代を招集せず、すべての議案に対する「書面議決」とし、総代会の議決とみなす。
- 総代には、議案書に議案書面議決表、質問意見記入用紙及び返信封筒を添付し、郵送により3月19日(木)までに返送していただく。
- 3月24日(火)に本改良区事務所2階会議室に会場を変更し、通常総代会を開催し、賛否を確認しながら議決する。
- 後日、総代全員に文書により議決結果を報告する。表彰者へは、別に理事長等が表彰状の伝達に訪問する。

【審議結果】

- この新型コロナウイルスは、目に見えず、いつ市中感染するかは予想がつかないと思います。総代会を開催する側としては、極力リスクを少なく抑える責任があると感じる。
- 新型コロナウイルスの感染拡大・増加の折、招集して得るものより、リスクが高くなるだけと判断している。さらに土地改良法に基づき、書面議決が可能との見解から、本年度の総代会に限り、書面議決による総代会は、やむを得ない。
- 書面議決による総代会に対して期間的に事務局が対応できるのか。

などのいくつかの意見がありましたが、全員一致で、(3)C 案： 書面議決による総代会で実施することで理事会の承認を得ました。